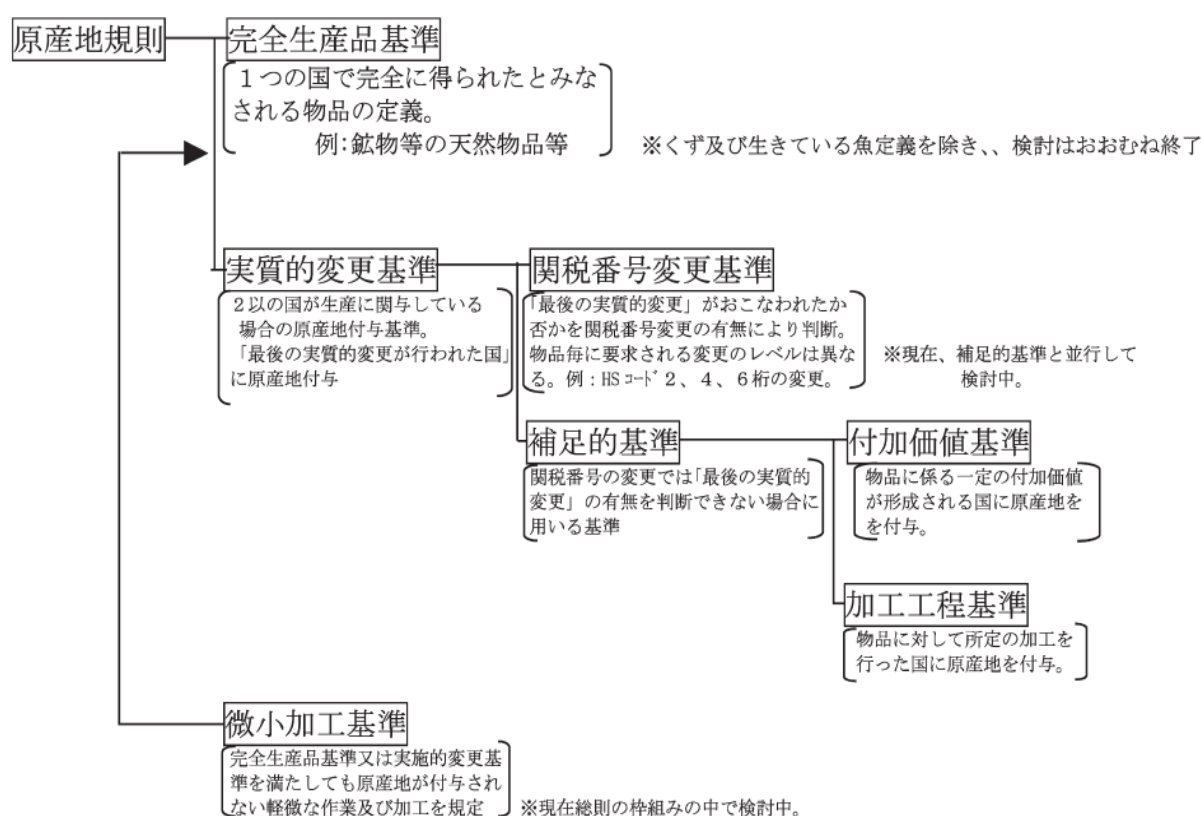


第5節 産地表示

(1) 原産地規則の現状³

- 原産地規則は、国際的に取り引きされる物品の「国籍」を判定するために用いられるルールであり、現状では国際的に共通する十分に整備されたルールはなく、各国又は各地域貿易協定に係る地域が独自に定めている。現在、ウルグアイ・ラウンドで合意された「原産地規則に関する協定（以下「原産地規則協定」という。）」に基づき、原産地規則の調和作業（図表14⁴）が行われている。

図表14 調和作業を行っている原産地規則の体系図



(2) 仏壇の原産地ルールの考え方

ア. すべての工程が国内の産地で生産されたものは国産と言える

- 仏壇のうち、すべての工程が国内の産地で生産されたものは国産である（完全生産基準）。しかし、これのみ国産とし、その他は海外産とする考え方は、国際的にはまったく支持されていない。実質的変更基準の考

³ 各年度の不正貿易報告書（経済産業省）

⁴ 「2010年版不正貿易報告書」第9章（2010年4月、経済産業省）

え方を考慮する必要がある。

イ. 組立・仕上げを国内で行うだけでは国産とは言えない

- 仏壇の部品から仏壇の関税番号に変更する加工を国内で行うものは国産という考え方（実質的変更基準のうち関税番号変更基準）がある。仏壇の例では、関税番号（HS コード）9403. 90. 010、（金属製部分品）、9403. 90. 020（木製部分品）、9403. 90. 090（その他部分品）を輸入して、関税番号（HS コード）9403. 60. 110 の仏壇に加工したら関税番号が変更されるので国産という考え方である。
- しかし、国際的には通説となっておらず⁵、実質的変更基準の補足的基準（付加価値基準と加工工程基準）で補うのが妥当であるとされている。

（参考）関税番号（HS コード）

9403. 60 その他の木製家具
 110 — 仏壇
9403. 90 部分品
 010 — 金属製のもの
 020 — 木製のもの
 090 — その他のもの

ウ. 組立・仕上げを国内で行い、国内で十分に付加価値を付ければ国産と言える

- 組立・仕上げを国内で行い、かつ、国内で過半の付加価値が付くくらい、国内で加工工程が行われていれば国産と言える。
- 付加価値が十分国内で付いていれば国産と言えるという考え方が「付加価値基準」である。例えば、中国で部品を作り、国内の部品と合わせて国内で組立・仕上げを行う場合に、付加価値が十分国内で付いていれば国産という考えである。この場合、中国での付加価値と国内の付加価値を比べて多い方の国を原産国とすることになるので、限界的には付加価値の51%以上を付けた国を原産国とすることとなる。
- 「付加価値基準」は、理論としてはわかりやすいが、実施しようとする、製品ごとに原価計算をして国ごとの付加価値を出さねばならず、また、それを第三者が確認するためには、製造者が第三者に製造原価を教える必要があり、現実的ではない。

⁵ 「ねじ回し（スクリュードライバー）」で締めて完成させて、部品から製品に関税番号を変更しただけでは、製品の付加価値の多くが外国で生じており、国産と認めることは妥当ではないという考え方が国際的にも一般的である。

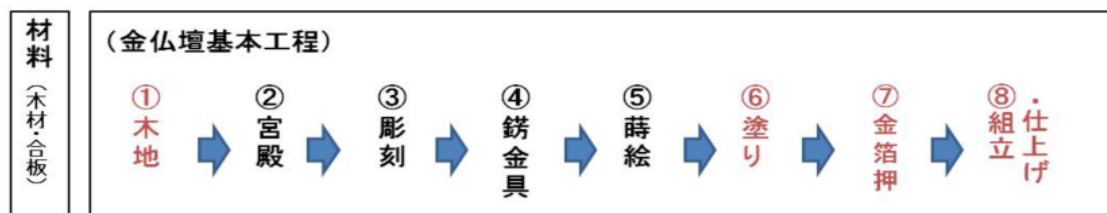
- 「加工工程基準」は、加工工程ごとに外国・国内のどこで行われたかを調べることによって外国産・国産を判定しようとする考え方である。「付加価値基準」の考え方を理論どおり完璧に実施することは困難なので、近似的に実現可能な方法で行おうとする考え方と言える。
- 仏壇に「加工工程基準」を適用する場合には、唐木仏壇と金仏壇は加工工程が異なるので区別して考える必要がある。現在の公正競争規約案は、「平成１４年４月１日「国産仏壇の全国統一表示」実施規約（全日本宗教用具協同組合）」の定義を踏襲して、図表１５のように、金仏壇と唐木仏壇ごとに、加工工程基準の考え方で整理している。

エ. 仏壇公正規約案の原産地規則は妥当と言える

- 「平成１４年４月１日「国産仏壇の全国統一表示」実施規約」作成時に、国際的な原産地規則の議論を厳密に考慮した経緯はないが、あらためて評価すると、国際的な原産地規則の議論の「実質的変更基準」のうち「関税番号変更基準」及び「補足的基準」のうち「付加価値基準」を考慮しつつ「加工工程基準」で運用するという制度設計になっており、考え方、運用の実現可能性ともに妥当と言える。同実施規約を踏襲した仏壇公正規約案の原産地規則も妥当と言える。

図表 15 金仏壇、唐木仏壇の原産国に関する表示

金仏壇の原産国に関する表示について



表示用語: 国産 または 日本

輸 入 可	日 本	☆	☆	☆	☆	日 本	日 本	日 本
	(注) ☆はいずれか1工程以上が日本国内で施工。(つまり、すべての工程が国内の場合も含む。)							

表示用語: 海外(国内組立品) または 海外(ノックダウン品)

輸 入 可	—	—	—	—	—	—	—	日 本
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。ただし、上記「国産」に該当するものを除く。							

表示用語: 海外 または 組立・仕上げが施工された国の名称

輸 入 可	—	—	—	—	—	—	—	海 外
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。							

唐木仏壇の原産国に関する表示について



表示用語: 国産 または 日本

輸 入 可	日 本	—	—	日 本	日 本
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。				

表示用語: 海外(国内組立品) または 海外(ノックダウン品)

輸 入 可	—	—	—	—	日 本
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。ただし、上記「国産」に該当するものを除く。				

表示用語: 海外 または 組立・仕上げが施工された国の名称

輸 入 可	—	—	—	—	海 外
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。				

参考 1 開催スケジュール

○第 1 回研究会

日 時：平成 23 年 2 月 1 日(火) 18：00～20：00

議 題：研究会の趣旨、論点提示、今後の進め方について

○第 1 回ワーキンググループ

日 時：平成 23 年 2 月 9 日(水) 16：00～18：00

議 題：表示項目、表面加工の表示、唐木仏壇の材料表示（一部）について

○第 2 回ワーキンググループ

日 時：平成 23 年 3 月 11 日(金) 14：00～16：00

議 題：唐木仏壇の材料表示、金箔粉等の表示等について

○第 3 回ワーキンググループ

日 時：平成 23 年 4 月 13 日(水) 11：00～16：00

議 題：産地表示、積み残した課題の検討、研究会報告案について

○第 2 回研究会

日 時：平成 23 年 4 月 26 日(火) 16：00～18：00

議 題：WGにおける検討結果の報告、研究会とりまとめ

参考2 委員名簿

<研究会>

岡田ヒロミ	消費生活専門相談員	
尾山 信一	北三株式会社	代表取締役社長
上林 敏成	ずゞや株式会社	代表取締役社長
久保 純一	久保仏具店	代表取締役社長
小林 大介	丸喜株式会社	代表取締役社長
小堀 賢一	全日本宗教用具協同組合理事長	
志村 幹彦	株式会社丸玄工芸	代表取締役社長
滝田 雅敏	株式会社滝田商店	代表取締役社長
長谷川 房生	株式会社はせがわ	代表取締役社長
濱田 明彦	株式会社浜屋	代表取締役社長
保志 康德	アルテマイスター	代表取締役社長
森 正	株式会社森正	代表取締役社長
諸田 邦義	株式会社三善堂	代表取締役社長
安田 松慶	株式会社安田松慶堂	代表取締役社長
山本 豊	京都大学大学院法学研究科 教授	
若林卯兵衛	全国伝統的工芸品仏壇仏具組合連合会会長	

<ワーキンググループ>

岡田ヒロミ	消費生活専門相談員	
斉藤 叔雄	株式会社はせがわ	商品部部长
志村 幹彦	株式会社丸玄工芸	代表取締役社長
白井 正	丸喜株式会社	取締役東京支店長
高木 博祥	ずゞや株式会社	取締役本部長
滝田 雅敏	株式会社滝田商店	代表取締役社長
稗田 正心	北三株式会社	銘木商材課長
保志 康德	アルテマイスター	代表取締役社長
森 正	株式会社森正	代表取締役社長
薬師神 裕	株式会社浜屋	営業部長
若林卯兵衛	株式会社若林佛具製作所	取締役会長

※敬称略、五十音順

参考3 検討の経過

※【 】内は発言者（小売：小売事業者、卸：卸売事業者、製造：製造事業者、伝産：伝統的工芸品製造事業者、消費者：消費者相談員、木材専門：木材取扱事業者、異議なし：事務局の提案に対し、委員から異議のなかったもの）

○第1回研究会

日 時：平成23年2月1日（火曜日）18：00～20：00

議 題：研究会の趣旨、論点提示、今後の進め方について

冒頭、山本座長及び松下経済産業副大臣あいさつ

1. 仏壇販売における表示基準の必要性について

・仏壇は、一見しただけでは、品質がわかりにくい。一般消費者が仏壇を購入する際に、商品選択をするための正しく十分な情報を得たうえで、納得した価格で安心して購入できる環境をつくることが重要。そのための表示基準をつくるべき。【小売、卸、製造、伝産、消費者】

・仏壇産業には、メーカー、問屋、小売店、輸入業者など、さまざまな事業者が存在する。それぞれ立場が異なるため、仏壇産業としての表示基準づくりは容易ではないが、お客様である一般消費者にとって適切な表示のあり方を目指し、業界全体でよく議論する必要。【小売、卸、製造、伝産】

・販売の現場でも、本紫檀、紫檀や本黒檀、黒檀の違いなどをお客さんに説明しにくい。製造者まで含めて、消費者にとってわかりやすい表示を浸透させるべき。【小売】

・仏壇に関して表示の基準が定まれば、そのほかの類似製品である仏具などにも反響がおよぶため、重要な取組み。【小売】

・原産国表示をすると、国産だけが優良であるとの誤解を生む懸念がある。輸入であっても品質のよいものもある。国産優遇ではなく、あくまで正しい情報開示をするという観点で表示基準を検討すべき。【小売】

・現在の国産表示の案に満足ということではないが、無秩序に外国産が販売されている点を是正するためのルールが必要。一方、国産仏壇には各工程に専門の職人がおり、それらの人々への影響も考慮するべき。【伝産】

- ・消費者保護対策としては、消費者契約法で契約を取り消す方法が有益。【消費者】

2. 具体的な表示のあり方について

◆全体

- ・表示基準は、お客様である一般消費者にとって、わかりやすいものであるべき。業界用語ではなく、一般的な表現方法を優先する必要。【小売、卸、製造、伝産、消費者】

- ・仏壇販売において、十分な情報開示は必要ではあるが、詳細すぎても一般消費者にとってはわかりにくくなってしまうので注意が必要。【卸、消費者】

- ・正しく適切な表示を実現するためには、メーカー（製造事業者）から販売事業者に対する十分な情報開示が重要。他方、現在の案では仏壇本体に「製造業者等」の氏名を表示することとなっているが、消費者からの問い合わせの対応などは、「販売事業者」でもよいと考えられ、再検討してはどうか。【小売】

- ・仏壇本体、広告、チラシなど、さまざまな表示の対象が考えられる。表示対象ごとに、適切な情報量を検討し、表示すべき項目を定める必要がある。広告・ちらしはスペースが限られているので、仏壇本体の表示項目の一部を表示すれば良いことにできないか。【小売】

◆金仏壇の表示について

- ・「金箔粉」は、純度のほかにも製造方法によって品質が異なる。金箔の専門家の意見を聞いたうえで、表示内容が適正かよく検討すべき。【小売】

- ・「表面加工」のうち、現在の案では「漆」と表示できるのは天然漆を使用する場合だが、複数種類の塗料を混合した場合の表示方法について、整理する必要。【伝産】

◆唐木仏壇の表示について

- ・「主材料」という表現は、「商品の大半を占める材料」という印象を与えるが、実際には体積でいうと大半ではないので、例えば「表面材」など、より適切な表現にする必要がないか。【小売】

- ・「扉を閉めた状態での正面全体の仕様」を基準とするかどうか、慎重な検討が必要。【小売】

・唐木と呼ばれる木材の種類については、学術的な植物としての種類、育成された地域による種類、木目の美しさによる希少価値など、品質を判断するにあたってさまざまな分類の考え方がある。これらを総合的に考えてわかりやすい分類が必要。【木材専門】

○第1回ワーキンググループ

日 時：平成23年2月9日(水) 16:00~18:00

議 題：表示項目、表面加工の表示、唐木仏壇の材料表示（一部）について

1. 表示対象とする仏壇の範囲、表示項目について

- ・表示項目として製造事業者の商品名は必要ないのではないか。仏壇は小売店の仕様で製造委託している場合が多い。【小売】

- ・仏壇本体表示を行う者および本体に表示する責任者名を「製造事業者」に限定してしまうと、消費者からの問い合わせが地域の販売事業者ではなく、製造事業者、すなわち産地に集中してしまい、きめ細かい消費者対応ができなくなる。したがって、製造事業者に限定せず、取引の実態に応じた表示が可能となる「事業者」（製造事業者、輸入販売者、販売者のいずれかを指す）がよいのではないか。【小売、卸】

- ・仏壇を購入した消費者が、商品を識別するための商品名、製造や表示の責任者など問い合わせができる環境を確保することは重要。商品に責任を持つ「事業者」を適切に表示することは消費者と事業者のトラブル防止にもなる。【消費者】

- ・仏壇本体への表示の方法は、製造者、問屋、販売者が存在する仏壇業界の流通の実態を踏まえて、実現可能なものとすべき。例えば、本体に「タグ」のようなもので添付するようにできないか。【小売】

- ・他方で、消費者が商品に責任を持つ「事業者」にいつでも問い合わせできるように、仏壇本体への表示事項が本体から容易に離れないようにする必要。【消費者】

- ・唐木仏壇の材料表示は、「主材料」ではなく、「表面材」のほうが消費者にとってわかりやすいのでふさわしい。【小売】

- ・仏壇本体、店頭表示、広告、チラシなど、さまざまな表示の対象がある。表示対象ごとに、適切な情報量を検討し、表示すべき項目を定める必要がある。消費者にとって重要な店頭表示の情報量を充実させ、仏壇本体、広告、チラシなどスペースが限られているものは表示項目をできるだけ簡素化するほうが現実的ではないか。表示しにくい方法を規約で決めてしまうと、協議会参加を表明している企業も参加しにくくなるのではないか。店頭表示でも難しい詳細な

情報開示については、「仕様書」を別に作って消費者に渡すなど、実行できる情報提供の手段を考えた方が良い。【小売】

2. 表面加工の表示基準について

- ・表面加工における塗料について、漆とそのほかの塗料では価値が異なるため、明示することは必要。【異議なし】

- ・漆の中でも、国産と外国産では大きな価格差があるが、他方で、最近では国産の漆はほとんど使われていないため、漆の産地を書き分ける必然性はそれほど高くないのではないか。【異議なし】

- ・事務局提案の「ラッカー仕上げ」という表示は、仏壇においてはセルロース系ラッカー塗料しか使用しない。しかし、消費者はアクリルラッカーと誤認して、市販のアクリルラッカーで家庭において修理をしてしまい、かえって商品の価値を劣化させてしまう事例がある。取扱説明書などでの情報提供とともに、表示も「セルロースラッカー仕上げ」とするなど工夫が必要。【製造】

3. 唐木仏壇の表示基準（参考資料3）について

- ・仏壇は、正面から向かいあって使用するものであることから、仏壇の正面全体について、どのような材料を使用しているか表示することでよいのではないか。【製造、小売】

- ・これまでの一部の商習慣では、戸軸だけ、または戸板、戸軸、台輪の3カ所を基準に、表示名称を決めてきた。実際は、部分ごとに材料や加工方法が5通り程度にわかれる仏壇も存在する。これらをすべて分けて書き出すと、複雑になりすぎて、かえって消費者にとってわかりにくくなってしまわないか。【製造】

- ・仏壇は、扉を閉めた状態ではなく、扉を開いて使用するため、中の彫刻や棚についても、材料や加工方法の情報開示をすべきではないか。【小売、卸】

- ・近年では、昔のように仏間に仏壇を置くのではなく、家具調仏壇を中心に、リビングや寝室に仏壇を配置する家庭も増えてきている。この場合、仏壇正面だけではなく、側面も目につくことから、側面の情報も提供する必要があるのではないか。【小売】

・本日はさまざまな意見があったが、消費者にとってのわかりやすさ、適切な情報開示、店頭表示・仏壇本体など表示スペースの制約といった複数の観点で、バランスのよい基準とすることが重要。規約でルール化するのは必要最低限のものとすべき。産地ごとの特色として付加価値がある部分などは、追加的に任意でPRするのも一案。【小売、製造】

4. その他

・規約を作る場合に、現在の商慣行の見直しや、複数ある商慣習を統一することまで考えてしまうと合意できなくなる。現在の商慣行で問題がないものは、それぞれを認める前提で規約を作るべき。【異議なし】

・規約、施行規則では、細かい運用のすべてを規定できない。運用に必要な詳細ルールは、「ガイドライン」のようなものを別に作るべき。【異議なし】

○第2回ワーキンググループ

日 時：平成23年3月11日(金) 14:00~16:00

議 題：唐木仏壇の材料表示、金箔粉等の表示等について

1. 店頭表示の表示項目について

◆店頭表示の表示項目について

・小売3社が実際に行っている店頭表示を元に、店頭表示に最小限必要な事項は何かを議論した。

・唐木仏壇の店頭表示の項目のひとつである「表面材」については、正面の表面材の材料等を表示するものなので、「正面表面材」としたほうが消費者から誤認を受けなくてよい。【小売】

・消費者のほとんどは、仏壇に関する基礎知識がまったくないので、購入にあたり、表示がないと何を質問してよいのかさえわからない。消費者が仏壇の理解を深め、商品選択の助けとなるような項目を表示することが必要。他方で、表示項目が多すぎたり、詳細すぎてかえってわかりにくくなるのは避ける必要がある。【消費者】

◆唐木仏壇の「表面材」の表示案について

・唐木仏壇の表面は、部分によって材料や加工が異なるので消費者にわかりやすいよう書き分ける必要。他方で、すべて書き出すのは煩雑で混乱を招くおそれがあるので、仏壇にとって重要な部分については最低限必要な表示箇所として指定し、そのほかの部分は小売店ごとに任意で付加価値をPRしても良いこととするのがよいのではないか。【小売、製造】

・近年、シンプルな仏壇が好まれる傾向にあり、欄間がない商品もある。様々なタイプの仏壇があるなかで、必ず存在する部分のみ、最低限必要な表示箇所としてはどうか。たとえば、台輪、戸板は家具調仏壇といわれる商品にも必ず存在する。【小売、卸】

・台輪、戸板に加えて、戸軸も仏壇の重要な部分と考える。戸軸の材料や加工によって、数十万円から百万円以上まで価格が異なる。小売店では、これまでお客様である消費者に、戸軸の材質について、ネリ（一方、二方、三方、四方ネリ）、ハリの意味を丁寧に説明してきた。【小売】

・「ネリ（一方、二方、三方、四方ネリ）」というのは徳島産の仏壇で特有の加

工の考え方。一部の産地の定義を標準化するのは慎重であるべき。【小売】

他方で、国内産の唐木仏壇のうち、８割近くが徳島産であり、すでに全国でも使われている言い回しであることも事実。【製造】

・「台輪」には上部と下部があるが、産地によっては下部のみを「台輪」と呼ぶ。上部と下部両方を指すことを明確にする必要がある。また、「戸軸」は、大戸と障子に存在する部分である。大戸のみか、両方含むのか、明確にする必要がある。【小売、製造】

2. 金箔粉等の表示基準について

◆純度による表示区分について

・仏壇で使用される金箔粉は、伝統的な規格でいう「四号色」（純度 94.43%）以上の純度のものがほとんど。これに満たない純度のものを「金」と表示することは、消費者は「金」より高い品質のものの存在を認識できないので、望ましくない。【伝産】

・金以外の金属に金を少量混ぜて「金」と表示する悪質な製法を防ぐためにも、「四号色」未満の純度の場合は、「金属箔（粉）使用」の区分に含めることでよいのではないか。【小売、卸、製造、伝産】

・「純金」というと消費者は 24 金を想定するので誤認を与えるおそれがあるので避けるべき。金色塗料に対して本物であるという意味で、慣習的に「本金」という表現がある。「四号色」以上の純度のものは、「本金」または「金」と表示するのはどうか。【小売、製造】

・「四号色」を基準とすることは賛成だが、わずかに配合誤差が生じる場合があることを見込み、キリのよい 94% 以上とするのはどうか。【卸】

◆技法による表示区分について

・金箔の技法の違い（縁付箔、裁切箔）について、縁付箔は伝統的な技法による価値の高い金箔ではあるが、ほかの表示項目でも技法に着目した表示区分とはしておらず、また、仏壇全体の価値に影響する度合いはそれ程大きくないため、区分した表示は不要ということによい。縁付箔を使用している場合は、追加的に PR することで良いのではないかと。【異議なし】

3. 唐木仏壇の表面材の表示基準について

・唐木仏壇は、木材の種類によって価格や品質が大きく異なるため木材の種類を表示すること、外見ではわからないため加工方法を表示することについて、異論はない。【異議なし】

◆黒檀と表示できる木材について

・真黒（学名（以下同じ）：*Diospyros ebenum*）、スラウエシ黒檀（*Diospyros celebica*）と呼ばれるものは、中国国家基準でも「黒檀」に分類され、価格も高いため「本黒檀」でよい。【異議なし】

・そのほか木材については、本黒檀と同じカキノキ属カキノキ科（*Diospyros*）であれば、黒檀として流通している実績がある場合、「黒檀」の区分にいてよいのではないかと。例えばカリマンタン黒檀（*Diospyros celebica*）が該当する。【小売、卸、製造】

・ほかに、アマラ黒檀、アフリカ黒檀、ベトナム黒檀、カマゴン黒檀などが仏壇業界の一部で見聞きされるが、学名や価格帯が不明のため、仏壇業界での流通実態を確認したうえで、「黒檀」に含めるかどうか、慎重に検討すべき。【異議なし】

・本黒檀と同じカキノキ属カキノキ科（*Diospyros*）であれば、「黒檀」の区分にいてよいのではないかと。【小売、卸、製造】

◆紫檀と表示できる木材について

・中国国家基準における日本でいう「紫檀」はマメ科ツルサイカチ属（*Dalbergia*）のものであり、これらを「紫檀」としてはどうか。【異議なし】

・紫檀のなかでも、価格が大きく異なる場合は、消費者にわかるようにする必要。そこで、パイオン（*Dalbergia cochinchinensis*）、ココボロ（*Dalbergia retusa*）、インドローズ（*Dalbergia latifolia*）は希少価値が特に高く、価格も非常に高いので、「本紫檀」。ホンジュラスローズ（*Dalbergia stevensonii*）、チンチャン（*Dalbergia oliveri*）はパイオン等より価格は低いながらも希少価値が高いので、「上紫檀」としてはどうか。【異議なし】

・これまで、仏壇業界で紫檀あるいは紫檀代替材として使われてきた木材（例えばパープル/ポリビアンローズウッド（*Machaerium scleroxylon*）、グラナディオ（*Platymiscium pinnatum*）、ブビンガ（*Guibourtia pellegriniana*）、パーロッサ（*Swartzia adagasearensis*））は、マメ科ではあるが、ツルサイカチ属

ではなく、中国国家基準でも唐木に該当しないため、「本紫檀」「上紫檀」とは何らかの区別が必要。【小売】

・他方で、業界ではこれまでこれらを紫檀として使用している例も多くあることにも配慮が必要。銘木ではあるので、「紫檀系銘木」と表示するのはどうか。もしくは、「本紫檀」「上紫檀」とは異なることを明示でき、かつ、消費者庁の認可も得られるような何らかの表示名を工夫できないか。【小売、卸、製造】

・仏壇でよく使用されるソノケリン (*Dalbergia latifolia*) は、紫檀と同じマメ科ツルサイカチ属ではあるが、植林であるため、つやがない、目が粗い、色味が違う等の理由で、伝統的な紫檀や銘木の天然木よりも価値や価格が低い。そのため、植林であることがわかるように「紫檀（植林）」としてはどうか。【異議なし】

・ただし、希少な銘木材の過剰な伐採を防止し、環境を保全する観点から、植林材は有用。日本でも杉や檜等を植林し、緑化に努めている。【卸売（開催後）】

○第3回ワーキンググループ

日 時：平成23年4月13日(水)14:00~16:00

議 題：産地表示、積み残した課題の検討、研究会報告案について

1. 店頭表示、本体表示、広告・チラシの表示項目について

◆店頭表示、本体表示の表示項目について

・仏壇は、商標名に大きさを表す号数などを組み合わせて商品名とする例が多数ある。商標名だけでは商品個体を識別できない場合があるため、店頭には商標ではなく「商品名」を表示したほうがよいのではないか。【小売】

・これまでの議論で「品番」は事業者間の取引上のものであり、店頭でお客さまに示す必要はないということになったが、万が一リコールが発生したときに品番を表示していないとリコール対象商品を指定できない。【製造】

・品番は販売店が把握していればよく、事業者の自主的なリスク管理として、本体の见えない部分に刻印したり、販売店において販売記録で管理したりすることで、万が一リコールが発生しても対応は十分可能。したがって店頭に表示する必要はないのではないか。【卸、小売】

・金仏壇の木材材料は、複数種類の木材や合板等を組み合わせて使用することがある。すべてを書き出すと煩雑でかえってわかりにくくなるため、主要な材料を表示することとしてはどうか。その際、表示材料のみを使用していると消費者に誤認されることのないよう表示項目は「木地主材料」としたほうがよい。【小売、伝産】

・仏壇では、表面の塗り工程のことを、「表面加工」ではなく「表面仕上げ」と呼ぶので修正が必要。金仏壇では、部分によって塗料が異なることがあり、木地主材料と同様の考え方で、「主な表面仕上げ」としてはどうか。【小売、伝産】

・「主な」という表現があれば、消費者にとっても、「そのほかの材料も一部使われている場合がある」というニュアンスが伝わるので、よりわかりやすくなる。【消費者】

・「主な」という表現では、どの程度の割合を示すのかわかりにくいため、公正競争規約の運用にあたっては、ガイドラインなどを作成すれば業界での統一認識につながる。【伝産】

◆ 広告・チラシの表示項目について

・ 広告やチラシは、販売店が一般消費者にはたらきかける最初の媒体であり、重要な表示。一部の悪質な事業者は広告やチラシで買い得感を過度に煽る傾向にあり、こうした行為を防ぐためには、重要な事項は表示する必要がある。表示スペースに限りはあるが、事務局案に加えて、少なくとも原産国に関する表示は追加すべき。【小売、卸、製造、伝産】

・ 広告・チラシやカタログのなかには、価格を表示せずに商品を紹介する「イメージ広告」というものがある。販売価格の表示を必須とする必要はないのでは。【小売】

2. 産地基準について

・ 伝統的工芸品の産地からは、すべての工程を国内で生産した仏壇のみを「国産」とすべきという意見がある。事務局案では、一部工程が海外であっても国産と表示できる案になっているが、これは原産地に関する国際的ルール上、問題ないのか。【伝産】

・ 国際的には、「原産地規則に関する協定」に基づき、原産地規則の調和作業が行われており、① 1つの国で完全に生産される場合の完全生産品基準、② 最後の実質的変更がおこなわれたか否かを関税番号の変更により判断する関税番号変更基準、③ 一定の付加価値が形成される国とする付加価値基準、④ 所定の加工を行った国とする加工工程基準、などがある。事務局案が踏襲している平成14年の全日本宗教用具協同組合の国産基準は、③や④の考え方に基づいており、国際的な原産地規則の考え方に沿ったものである。【事務局説明】

・ すべての工程を国内で生産した仏壇を差別化した表示としたい場合には、表示基準とは別に、追加的に「伝統的工芸品」や「地域団体商標」のマークなどを貼ってPRするとよいのではないか。【小売】

3. ワーキンググループ報告書（案）について

◆ 唐木仏壇の正面表面材の表示基準について

・ 唐木仏壇の正面表面材について、事務局案は徳島産地の基準（戸軸の前面、うしろ、両側の四方の加工を二方ネリ、三方ネリ、四方ネリなどと表示するもの）をベースとした案となっているが、東京産地では馴染みのない表現方法である。【小売】

・ 唐木仏壇販売では、徳島産地のシェアが高いこと、徳島産地の表示基準はす

でに全国の多くの販売店で認識が広まっていることから、事務局案でよいのではないか。戸軸の四方の加工でより多くの唐木材を使用している仏壇は、仏壇全体の仕様も品質が高いことが通例であり、販売価格に影響する部分である。

【小売、製造】

・産地によって事情が異なることから、各産地共通の最小限の部分を表示基準として、大戸の戸軸正面の加工のみ表示してはどうか。産地ごとの特色や付加価値は、表示基準とは別に、追加的にPRするとよい。【小売】

・消費者は、購入の際には戸軸の内部構造まで関心がないのが普通。ただ、購入したあとになんらかのきっかけで想像していたものと内部構造が違っていたということになるとトラブルになる。表示の時点で誤解を与えないようにする工夫が重要。【消費者】

・報告書案の図表（中国国家基準）では、日本でいうカリン（*Peterocarpus* 属）が中国語でいう「紫檀」として指定されていることから、カリンも紫檀に入れてはどうか。【製造】

・「カリン」という木材は、銘木としてそれ自体、日本でも認知度が高く、紫檀には入れずに「カリン」と表示すればよいのではないか。規約案別表5（1）の「木材の名称」区分にカリンを追加してはどうか。【卸】

・報告書案の図表（マメ科植物の学術的分類）を見ると、グラナディオロやパープルと通称されるものはツルサイカチ「連」に該当し、伝統的に紫檀であるツルサイカチ属に近い性質を持つので、「紫檀類」としてはどうか。【製造】

・「紫檀類」では「紫檀」と同じだと認識されがちであり、伝統的な紫檀との区別ができない案なので、公正競争規約として基準化することは消費者や消費者庁の理解を得るのは難しい。代替材を「パーロッサ紫檀」などと通称と組み合わせる事務局案で、伝統的な紫檀との違いを示すことができるし、販売の現場でも運用可能だと考える。【卸、小売】

・「本紫檀」「上紫檀」に区分される木材は、希少価値が非常に高く、流通量もごく僅かなのが実態。パーロッサ、ブビンガと通称される紫檀代替材もほかの大量に流通する材木とは異なり十分価値が高いもの。こうした実情を報告書に明記しないと、本紫檀以外は低級品であると消費者に誤解されてしまう。【製造】

- ・紫檀の分類について、「上紫檀」というのは、仏壇業界では馴染みのない新しい用語であり、違和感がある。黒檀と同様に、「本紫檀」に続く区分は「紫檀」でよいのではないか。【小売、卸、製造】

◆金箔粉等の表示基準について

- ・規約案の別表3（金箔粉等の種類）について、「蒸着箔」という金色のフィルム箔が存在するので表示用語に加えたほうがよい。【小売】

- ・プラチナ、銀、パラジウムについては、金と同様に、純度の高いもの、ほかの金属が主材料のもの、合成塗料のもので区分すべきなので、別表の欄外に注記して「プラチナ、銀、パラジウムを使用する場合も金の区分に準ずる」とまとめてはどうか。【小売】

○第2回研究会

日 時：平成23年4月26日（水）16：00～18：00

議 題：WGにおける検討結果の報告、研究会とりまとめ

冒頭、山本座長及び松下経済産業副大臣あいさつ

1. 研究会報告書案について

◆総論

・仏壇は、金仏壇と唐木仏壇の違いがあるだけでなく、産地によって技法等が異なり、材料も多種多様である。消費者にとって選択肢が幅広いにもかかわらず、商品に関する知識は一般的にほとんどないため、表示基準を整えることはとても重要。研究会、ワーキンググループの検討事項は大変複雑であったが、業界さまざまな立場があるなかで、協力してここまでまとめたのは素晴らしいこと。これから周知し、着実に実行していくことが重要。【消費者】

・公正競争規約がまとまり、業界がこれを守っていくことは、消費者にとって望ましいだけでなく、仏壇業界としても公正な事業環境を整えるために重要なこと。今回のとりまとめは大きな成果。それぞれの立場で妥協した点もあるが、最初からすべての関係者が納得のいく100点満点の基準を作ることはできない。すこしでも早く最低限必要な事項について合意して、これから段階を踏んでさらによい業界ルールにしていくことが望ましい。【小売、卸、製造、伝産】

◆表示項目について

・規約や規則の規定だけでは、運用時に判断がつかない事項がある。こうしたものは、仏壇業界で別途ガイドラインや運用指針を定める必要があるのではないか。たとえば、①「主な表面仕上げ」「木地主材料」「主芯材」について、「主な」という表現はどの程度の割合なのか、②原産国に関する表示の基準において、複数の彫刻部分を2カ国以上で施行した場合、彫刻工程の産地はどのように判断するのか、③家具調仏壇では台輪がないものも多く「正面表面材」は正面のどの部分について表示すべきか、などの点については詳細な定義づけが必要。【小売】

・金仏壇の表面仕上げについて、側面は目に触れないこともあり、漆仕上げは正面のみとしているのが一般的。「主な」は正面とすることを希望。【小売、伝産】

・漆などの表面仕上げが部分的に異なるのであれば消費者にきちんと周知する

ことが必要。【消費者】

・外形寸法の表示について、「幅、奥行き、高さ」という表示順序まで指定されてしまうと、これまで異なる順序で表示していた事業者にとっては、書き換えの負担が大きい。消費者に必要な情報を提供するという観点では、表示順序は任意でよいのではないか。【小売】

◆唐木仏壇の正面表面材について

・「紫檀（植林）」に区分されているソノケリンは、もともと「本紫檀」に区分されているインドローズと学術的には同じもの（*Dalbergia* 属）。報告書の一覧における掲載位置を「紫檀」の次に移すとともに、植林であることを強調するのではなく、「紫檀（ソノケリン）」という表示でどうか。他の樹種でも植林はある。【小売、卸】

・ソノケリンは、学術的には紫檀と同じ（*Dalbergia* 属）だが、植林のため、価格が「本紫檀」や「紫檀」よりも低いのは事実。材料の価格が大きく違うのに、同じ表示用語を使用するのは、消費者にとって不利益であり、「紫檀」とソノケリンの違いを明示する必要があるとの強い意見も仏壇業界にはある。【事務局補足】

・紫檀代替材（パープル、グラナディオ、パーロッサ、ブビンガ）について、当初、産地では「紫檀」と表示したい気持ちがあったが、議論を重ねるうちに、消費者に誤解を与えないようにすることが重要であると認識が変わってきた。報告書案の「〇〇紫檀（例：パーロッサ紫檀）」よりも、「紫檀系（〇〇）」のほうが、紫檀ではないが似た性質を持つ代替材であることが、より正確に伝わるのではないか。【製造】

・報告書案では、「黒檀」「紫檀」と記載されているが、業界では「黒丹」「紫丹」と表記する慣習もある。公正競争規約をつくるこの機会に、「黒檀」「紫檀」で統一してはどうか。【小売】

・台輪、戸板、大戸軸のそれぞれについて表示することとなっているが、すべて同じ木材と加工方法の場合は、一括表示できるようにしたほうが、広告やチラシのスペース制約を考えると合理的ではないか。【卸】

◆産地表示について

・報告書では、広告に原産国を表示する案となっている。公正競争規約の取組

に参加しない事業者が意図的に広告に原産国を表示しないと、真面目に規約を守って原産国を表示する事業者には不利な競争環境になってしまうことが懸念される。【小売】

・産地基準について、伝統的工芸品の産地では、すべての工程が日本国内のものだけが「国産」であるとの認識が強く、原産地規則に関する国際的な考え方は浸透していない。報告書案の産地基準は、国際的な原産地規則に照らして妥当なものであるということを、業界内での共通認識にできるよう、根気強く丁寧な説明が必要。【伝産】

参考 4 仏壇の表示に関する公正競争規約及び同施行規則（案）

（仏壇産業の現状と今後のあり方に関する研究会 試案）

東北経済産業局での説明会（平成 23 年 1 月 7 日）で公表した
規約、規則案に寄せられた意見と反映状況

番号	意見	修正内容
1	本体表示の主体と表示する責任者名は、「製造事業者」ではなく「事業者」が望ましい。	本体表示の主体、責任者名、カタログの作成主体を「事業者」に修正。
2	販売店で本体表示できるように、ラベルではなく「タグ」の表示方法も追加すべき。	本体表示の方法に「タグ」を追加。
3	金仏壇は、「材料」ではなく「木材材料」がよい。	金仏壇の「材料」を「木材材料」に修正。
4	金仏壇の「表面加工」は、唐木仏壇と同様に「正面」を基準とすべき。	金仏壇と唐木仏壇の「表面加工」を一本化。（当初案に戻す。）
5	「品番」に違和感あり。（小売店としてはメーカーの品番の公開を避けたい。）	「品番」を削除。
6	唐木仏壇の「主材料」は体積の大半であると誤認されるおそれ。	唐木仏壇の「主材料」を「表面材」に修正。
7	仏壇は商品の回転率が低く、「長期在庫」がほとんどなので長期在庫について表示するのは適切ではない。	長期在庫品および荷ずれ品についての表示規定を削除。
8	仏壇は多品種であるため、販売店では在庫数量が1つしかないことがよくある。販売数量を広告に記載することは現実的ではないのでは。	販売数量の記載に関する規定を削除。
9	表面加工の「ラッカー仕上げ」は、仏壇ではセルローズ系ラッカー塗料しか使用しない。アクリルラッカーとの誤認を避けるため、セルローズと明示すべき。	表面加工の「ラッカー仕上げ」を「セルローズラッカー仕上げ」に修正。
10	唐木仏壇の「ネリ」の定義は、製材後研磨等を経て、3ミリ程度になることはある。また、上限を決める必要はないのではないか。	唐木仏壇の「ネリ」の定義におけるムク板を、「3ミリメートル以上の厚さの板」に修正。
11	唐木仏壇の「ハリ」の定義は、技術向上で0.1ミリから存在する。最も厚いものでは0.8ミリのものもある。	唐木仏壇の「ハリ」の定義における突板を、「0.1～0.8ミリメートル程度の薄さの板」に修正。

12	「金粉」には、金を使用しないものもある。	「金属箔」に「金属粉」を追加するため、「金属箔(粉)使用」に修正。
13	唐木仏壇の店頭表示の項目のひとつである「表面材」については、正面の表面材の材料等を表示するものなので、「正面表面材」としたほうが消費者から誤認を受けなくてよい。	唐木仏壇の「表面材」を「正面表面材」に修正。
14	金以外の金属に金を少量混ぜて「金」と表示する悪質な製法を防ぐためにも「四号色」未満の純度の場合は「金属箔(粉)使用」の区分に含めることでよいのではないか。	金仏壇の「金箔粉等の種類」における「●金箔(粉)使用」の欄を削除。
15	「純金」というと消費者は24金を想定するので誤認を与えるおそれがあるので避けるべき。金色塗料に対して本物であるという意味で、慣習的に「本金」という表現がある。「四号色」以上の純度のものは、「本金」または「金」と表示するのはどうか。	金仏壇の「金箔粉等の種類」における「純金」を「(本)金」に修正。
16	「四号色」を基準とすることは賛成だが、わずかに配合誤差が生じる場合があることを見込み、キリのよい94%以上とするのはどうか。	金仏壇の「金箔粉等の種類」における「(本)金」の表示基準を「純度94%以上の金」に修正。
17	唐木仏壇の「正面表面材」は、部分によって材料や加工が異なるので消費者にわかりやすいよう書き分ける必要。仏壇にとって重要な部分(台輪、戸板、戸軸)についてそれぞれ材料と加工を表示するとわかりやすい。	唐木仏壇の「正面表面材」を表示する部分として、台輪(上台輪を含む)、戸板、戸軸(大戸及び障子の戸軸部分)を指定。一方ネリ～四方ネリは戸軸についてのみ表示。
18	唐木仏壇の「正面表面材」について、戸板、戸軸などで書き分ける場合、「総ムク」では違和感がある。	唐木仏壇の「正面表面材」について、「総ムク」を「ムク」に修正。これにより、「戸板 ムク」と表示が可能。
19	真黒(学名(以下同じ):Diospyros ebenum)、スラウエシ黒檀(Diospyros celebica)と呼ばれるものは、中国国家基準でも「黒檀」に分類され、価格も高いため「本黒檀」でよい。 そのほか木材については、本黒檀と同じカキノキ属カキノキ科(Diospyros)であれば、黒檀として流通している実績がある場合、「黒檀」の区分にいてよいのではないか。例えばカリマンタン黒檀、アマラ黒檀、マルク黒檀(Diospyros	唐木仏壇の「正面表面材」について、 「本黒檀」:インド黒檀(真黒)、縞黒檀(スラウエシ黒檀) 「黒檀」:カリマンタン黒檀、アマラ黒檀、マルク黒檀とする。

	celeboca)が該当する。	
20	中国国家基準における日本でいう「紫檀」はマメ科ツルサイカチ属(<i>Dalbergia</i>)のものであり、これらを「紫檀」としてはどうか。紫檀のなかでも、価格が大きく異なる場合は、消費者にわかるようにする必要。そこで、パイオン(<i>Dalbergia cochinchinensis</i>)、ココボロ(<i>Dalbergia retusa</i>)、インドローズ(<i>Dalbergia latifolia</i>)は希少価値が特に高く、価格も非常に高いので、「本紫檀」。ホンジュラスローズ(<i>Dalbergia stevensonii</i>)、チンチャン(<i>Dalbergia oliveri</i>)はパイオン等より価格は低いがやはり希少価値が高いので、「上紫檀」としてはどうか。	唐木仏壇の「正面表面材」について、 「本紫檀」:パイオン、ココボロ、インドローズ 「上紫檀」:ホンジュラスローズ、チンチャンとする。
21	これまで、仏壇業界で紫檀あるいは紫檀代替材として使われてきた木材(例えばパープル/ボリビアンローズウッド(<i>Machaerium scleroxylon</i>)、グラナディオ(<i>Platymiscium pinnatum</i>)、ブビンガ(<i>Guibourtia pellegriniana</i>)、パーロツサ(<i>Swartzia adagasearensis</i>))は、マメ科ではあるが、ツルサイカチ属ではなく、中国国家基準でも唐木に該当しないため、「本紫檀」「上紫檀」とは何らかの区別が必要。	唐木仏壇の「正面表面材」について、 「名称未定」:パープル/ボリビアンローズウッド、グラナディオ、ブビンガ、パーロツサとする。
22	仏壇でよく使用されるソノケリン(<i>Dalbergia latifolia</i>)は、紫檀と同じマメ科ツルサイカチ属ではあるが、植林であるため、つやがない、目が粗い、色味が違う等の理由で、伝統的な紫檀や銘木の天然木よりも価値や価格が低い。そのため、植林であることがわかるように「紫檀(植林)」としてどうか。	唐木仏壇の「正面表面材」について、 「紫檀(植林)」:ソノケリンとする。

23	黒檀、紫檀の区分は複数にわかれているが、プリント紙や着色の場合には、紫檀の種類(本紫檀、上紫檀、紫檀(植林)など)を書き分ける必要はないのではないか。 また、例えば、「屋久杉着色」というのは、屋久杉に着色をしたかのような誤解を与えるため、「屋久杉調着色」のように「調」を加えてはどうか。	唐木仏壇の「正面表面材」に関する別表について、 ①プリント紙、着色の冒頭に「調」を追加。 ②注書きに下記を追加。 注2 「加工」がプリント紙、着色の場合は、「木材」は黒檀、紫檀、鉄刀木、木材の名称との組合せで表示するものとする。(例:「黒檀調プリント紙」、「紫檀調着色」)
24	唐木仏壇の正面表面材について、「ネリ」「ハリ」というのは消費者にとって馴染みがなくわかりにくい。名称から意味がわかるようにするべき。また、産地によって呼び名が異なることから、一部の産地の用語のみを採用するのは望ましくない。	唐木仏壇の「正面表面材」の注1について、 ムク→無垢 ネリ→厚板貼り ハリ→薄板貼りに修正。
25	仏壇は、商標名に大きさを表す号数などを組み合わせて商品名とする例が多数ある。商標名だけでは商品個体を識別できない場合があるため、商標ではなく「商品名」を表示したほうがよいのではないか。	「商標」を削除。
26	金仏壇の木地材料は、複数種類の木材や合板等を組み合わせて使用することがある。すべてを書き出すと煩雑でかえってわかりにくくなるため、主要な材料を表示することとしてはどうか。その際、表示材料のみを使用していると消費者に誤認されることのないよう表示項目は「木地主材料」としたほうがよい。	金仏壇の「木地材料」を「木地主材料」に修正。
27	仏壇では、表面の塗り工程のことを、「表面加工」ではなく「表面仕上げ」と呼ぶので修正が必要。 金仏壇では、部分によって塗料が異なることがあり、木地主材料と同様の考え方で、「主な表面仕上げ」としてはどうか。金箔粉等の種類も同様に「主な」を加えてはどうか。	「表面加工」を金仏壇は「主な表面仕上げ」、唐木仏壇は「表面仕上げ」に修正。 「金箔粉等の種類」を「主な金箔粉等の種類」に修正。

28	唐木仏壇の正面表面材について、案は徳島産地の基準(戸軸の前面、うしろ、両側の四方の加工を二方ネリ、三方ネリ、四方ネリなど并表示するもの)をベースとした案となっているが、産地によって事情が異なることから、各産地共通の最小限の部分を表示基準として、大戸の戸軸正面の加工のみ表示してはどうか。	唐木仏壇の「正面表面材」の厚板貼りの内容について、 「戸軸に限り、貼りつける・・・四方厚板貼りとする」を削除。 注1の図解を削除。
29	紫檀の分類について、「上紫檀」というのは、仏壇業界では馴染みのない新しい用語であり、違和感がある。黒檀と同様に、「本紫檀」に続く区分は「紫檀」でよいのではないか。	唐木仏壇の「正面表面材」について、「本紫檀」を「紫檀」に修正。
30	報告書案の図表(中国国家基準)では、日本でいうカリン(Peterocarpus 属)が中国語でいう「紫檀」として指定されていることから、カリンも紫檀に入れてはどうか。	「紫檀」に追加するかどうか検討すべきものとして、Peterocarpus 属の木材(カリン)を注意書きで追加。
31	唐木仏壇の「正面表面材」について、「プリント紙」には、芯材に木材の模様を直接印刷したものも含むため、単に「プリント」としてはどうか。	唐木仏壇の「正面表面材」について、「〇〇調プリント紙」を「〇〇調プリント」に修正。
32	金箔粉等の種類について、「蒸着箔」という金色のフィルム箔が存在するので表示用語に加えたほうがよい。	金箔メーカーに確認したところ、「蒸着箔」は金属箔の一種とのことなので、「金属箔」に含むものとする。
33	プラチナ、銀、パラジウムについては、金と同様に、純度の高いもの、ほかの金属が主材料のもの、合成塗料のもので区分すべきなので、別表の欄外に注記して「プラチナ、銀、パラジウムを使用する場合も金の区分に準ずる」とまとめてはどうか。	金箔粉等の種類について、プラチナ、銀、パラジウムを削除し、欄外に「プラチナ、銀、パラジウムなどその他の金属を使用する場合も上記に準ずる」を追記。
34	金仏壇の木地主材料について、南洋材と北米材を書き分ける必要はないのではないか。	金仏壇の木地主材料について、「南洋材または天然木材」「北米材または天然木材」を削除し、「天然木材」を追加。

35	仏壇本体、店頭表示、広告、チラシなど表示対象はさまざまあるが、店頭表示を最も充実させるべき。現行の店頭表示の事例の中で、一定以上の表示が行われている具体例をベースにして検討してはどうか。	店頭表示事項について、 金仏壇：①商品名、②木地主材料、③主な表面仕上げ、④主な金箔粉等の種類、⑤原産国に関する表示、⑥外形寸法、⑦販売価格 唐木仏壇：①商品名、②正面表面材、③主審材、④表面仕上げ、⑤原産国に関する表示、⑥外形寸法、⑦販売価格 に修正。
36	お客様は店頭表示事項を参考に購入するので、本体表示については、他業界の本体表示項目も参考にして、必要最小限の事項を表示することとしてはどうか。そのかわり、消費者が購入後にも確認できるよう、店頭表示事項を渡すようにしてはどうか。	店頭表示事項について、「一般消費者に販売する際には、事業者は当該消費者にこれらの表示事項を記載した書類を交付するものとする」を追加。 本体表示事項については、金仏壇、唐木仏壇ともに ①商品名、②原産国に関する表示、③事業者の氏名又は名称及び住所 に修正。
37	チラシについては、現在の事例の中で、一定以上の表示が行われている具体例をベースに検討してはどうか。表示スペースに限りがあるので必要最小限にすべきだが、少なくとも原産国に関する表示は必要。	チラシの表示事項について、 金仏壇：①商品名、②主な表面仕上げ、③原産国に関する表示、④外形寸法、⑤事業者の氏名又は名称及び住所、⑥販売価格 唐木仏壇：①商品名、②正面表面材（台輪、戸板、大戸軸）、③原産国に関する表示、④外形寸法、⑤事業者の氏名又は名称及び住所、⑥販売価格 に修正
38	カタログにメーカー名と住所を表示してあると、小売店でカタログの使用が難しくなる。	カタログの表示事項について、 「カタログを作成した事業者の住所及び氏名又は名称」を削除。

39	仏壇の価格には、運送料や据付料代金が含まれていることが通例であり、この店で消費者とトラブルになることはないことから、カタログや店頭の表示事項に「運送料、据付料に関する事項」は必要ないのではないか。	カタログ、店頭の表示事項について、「運送料、据付料に関する事項」を削除。
40	環境破壊、熱帯雨林保護、赤道上から大気発生等をかんがみ「熱帯」という言葉は使用しない方が良いと思う。	「唐木仏壇」の定義について、「熱帯の」を削除。
41	金箔粉等の種類について、銀については、国際的定義のある純度 92.5%以上(SV925、スターリングシルバー)を銀の表示定義としてはどうか。	「金箔粉等の種類」について、欄外の注書きを「プラチナ、銀(純度 92.5%以上)、パラジウムなどその他の金属を使用する場合も上記に準ずる。」に修正。
42	原産国表示について、欄外に「注 キズの修理や検品、または部分的な組立のみを国内で施行したものは国内組立品とはいえない」と追記すべき。	原産国表示について、欄外に「注 キズの修理や検品、または部分的な組立のみを国内で施行したものは国内組立品とはいえない」と追記。
43	「主な金箔粉等の種類」という表現は、金箔に含まれる「主な成分の種類」と誤って認識されるおそれがあり、表現を再考したほうがよい。	「主な金箔粉等の種類」を「主な金箔粉等」に修正。
44	唐木仏壇の正面表面材について、「紫檀(植林)」に区分されているソノケリンは、もともと「本紫檀」に区分されているインドローズと学術的には同じもの(Dalbergia 属)。一覧における掲載位置を「紫檀」の次に移すとともに、植林であることを強調するのではなく、「紫檀(ソノケリン)」という表示でどうか。	唐木仏壇の正面表面材について、「紫檀(植林)」を「紫檀(ソノケリン)」に修正し、「紫檀」の次に掲載。
45	唐木仏壇の正面表面材について、「〇〇紫檀(例: パーロッサ紫檀)」よりも、「紫檀系(〇〇)」のほうが、紫檀ではないが似た性質を持つ代替材であることが、より正確に伝わるのではないか。	唐木仏壇の正面表面材について、「〇〇紫檀(例: パーロッサ紫檀)」を「紫檀系(〇〇)」に修正。

46	台輪、戸板、大戸軸のそれぞれについて表示することとなっているが、すべて同じ木材と加工方法の場合は、一括表示できるようにしたほうが、広告やチラシのスペース制約を考えると合理的ではないか。	別表5(1)では、「台輪(上台輪も含む)、戸板、大戸軸それぞれの正面表面材を表示するものとする」の「それぞれ」を削除。これにより、表示内容が同一の場合は、一括して表示できる。なお、それぞれについて表示しても問題ない。
47	金仏壇の「主な表面仕上げ」について、この項目は、金仏壇において最も重要な項目であるので、事業者も消費者も明確に認識できるような表示が必要である。唐木仏壇のように、「正面表面仕上げ」とするのがよいのではないか。	金仏壇について、「主な表面仕上げ」を「正面表面仕上げ」に修正し、正面表面とは台輪、大戸とする。
48	外形寸法について、業界において、店頭の表示・メーカーのカタログを見ても、大半が高さ×巾×奥行の表示をしている。この順番を強制的に変更することにより、無用な混乱が生じる。今までの慣習を無理に変更しないでいただきたい。	規則第10条「順次列記するものとする」の「順次」を削除。ただし、消費者が見間違えることのないよう、「高さ〇〇、幅〇〇、奥行〇〇」と寸法の部分がわかりやすい表示となるよう注意する必要がある。
49	唐木仏壇の正面表面材について 「総無垢」という表現は、例えば、戸板について表示する際に、戸板のみについて表示するにも関わらず、「戸板：黒檀総無垢」と「総」を用いるのは違和感がある。	別表5(1)で、「総無垢」を「無垢」に修正。